

## 第2回研究会

## 水と暮らしの文化

### —日本遺産の取り組みについて—

滋賀県商工観光労働局観光交流局（滋賀県教育委員会事務局文化財保護課併任）

大崎 康文

日本遺産（Japan Heritage）制度は2015年度から創設されたもので、初年度は18件、2016年度は19件が認定されている。日本遺産創設の趣旨と目的としては、文化財や伝統文化を通じた地域の活性化のために、歴史的経緯や伝承を踏まえた一つの「ストーリー」を描いて、一体的・包括的に文化財を取り巻く環境を整備・活用していく意図があり、情報発信・人材育成、調査研究、普及啓発、公開活用のための環境整備などの事業に対して文化庁が補助する。

滋賀県は7市（大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・高島市・東近江市・米原市）とともに協議会を構成し、日本遺産事業に取り組んでいる。日本遺産が文化庁として地方創生の一事業として位置付けられていることから、同制度事業はストーリーをつなぐことにより地域資源を観光資源として活用するという側面を有しており、3年間の補助金をもとにして地域の住民・団体とともに制度展開を持続的に行っていることの現状と課題を報告した。

報告を受けて、活発な質疑応答があり、①地域住民との協力体制の困難性の現状及び後継者の育成の課題への認識、後継者育成と関連した教育の取り組み、②財政の問題、観光地化の弊害も踏まえた誘導・規制の問題、伝統文化の維持の取り組みに所有権など近代法的前提をどのように組み込むのか、③民俗芸能の継承・記録保存への資金投入の問題、④水と人との暮らしが重要文化的景観に選定された地域以外ではどの程度残っているのか、⑤命の源としての水の概念に対する制度の一面的な側面の克服、⑥世界遺産と日本遺産との関係、⑦補助金が途絶えた後にどのように訪問者に地域にお金を落としてもらうかなどの持続性への懸念・対策について、質疑・意見交換がなされた。

その内容は、①行政としては交流人口を増やしていきたい一方で、日々の生活を切り売りしてまで観光地化することについては厳しい意見もあること、また、日本遺産では予算との兼ね合いからハード整備は中心とはならないことと、文化財の保存と継承のうえでも教育の問題が当然課題としていることから、日本遺産学習ノートの作成などにより親しみを感ぜてもらい展開などが試みられていること、②財政の問題としては独立採算ができる組織作りが重要であり、地域団体の構成メンバーに商工会や琵琶湖汽船などの湖上交通の団体に加わってもらって、多種多様な方に参画していってもらっていること、不便であるからこそ残っている景観もあることから任意の協力金制度などの活用や、地域の共有財産（入会財産）を尊重する施策などが重要であること、③日本遺産が制度として、地域文化の保存継承を含んでいないために、メニューにある「人材育成」の一環として位置付けて行っていく必要があること、④米原の雨

戸川など、琵琶湖周辺以外にも多くの要素があること、⑤水と祈りとすることで多くの要素を包摂しようとしていること、⑥文化財そのものを価値付けする世界遺産制度とストーリーを対象とする日本遺産制度は別物であるが、他方で世界遺産のような盛り上がりをもせるような制度展開が期待されること、⑦景観をみて帰るだけでは、地域にお金が落ちるといったことがないために、まさにそのための重要な要素として「食文化」がキーとなること、などであった。